

# 平成20年第7回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成20年12月12日（金曜日）

## 議事日程（第6号）

平成20年12月12日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

第2 発議案第16号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（26名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
4番	臼杵克身君	5番	金田淳一君
6番	浜田正敏君	7番	廣瀬擁君
8番	小田純一君	9番	小杉邦男君
10番	大桃一浩君	11番	中川隆一君
12番	岩崎隆寿君	13番	中村良夫君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	佐藤孝君
19番	金光英晴君	20番	猪股文彦君
21番	川上龍一君	22番	本間千佳子君
23番	金子克己君	24番	根岸勇雄君
25番	近藤和義君	26番	祝優雄君
27番	加賀博昭君	28番	竹内道廣君

### 欠席議員（2名）

3番	中村剛一君	14番	若林直樹君
----	-------	-----	-------

### 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	親松東一君
副市長	甲斐元也君	会計管理者	本間道子君
総務部長	齋藤英夫君	企画財政長	齋藤元彦君
市民環境部長	金子優君	産業観光部長	佐々木正雄君

建設部長	田 畑 孝 雄 君	総務部長 (総務課)	本 間 進 治 君
企画財政部長 (財政課)	山 本 充 彦 君	市民環境部長 (市民共済課)	木 下 良 則 君
福祉保健部長 (社会福祉課)	樋 口 賢 二 君	産業観光部長 (産業振興課)	金 子 晴 夫 君
建設部長 (建設課)	渡 邊 正 人 君	教 育 長	渡 邊 剛 忠 君
教育次長	藤 井 武 雄 君	消 防 長	加 藤 貴 一 君
総務部長 (行政課)	佐 藤 金 満 君	企画財政部長 (企画振興課)	中 川 義 彦 君
市民環境部長 (市民共済課)	高 津 啓 介 君	産業観光部長 (産業振興課)	服 部 幸 一 君
産業観光部長 (産業振興課)	田 川 和 信 君	産業観光部長 (産業振興課)	佐 々 木 武 敏 君
教育委員会 (学校教育課)	児 玉 功 君		

事務局職員出席者

事務局長	山 田 富 巳 夫 君	事務局次長	池 昌 映 君
議事調査係	中 川 雅 史 君	議事係	谷 川 直 樹 君

午前10時00分 開議

○議長（竹内道廣君） おはようございます。ただいまの議員出席数は26名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（竹内道廣君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いをいたします。

近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔25番 近藤和義君登壇〕

○25番（近藤和義君） 民主党佐渡支部長の近藤和義であります。本定例会最後の一般質問をいたします。

私は、現在決算審査特別委員長を務めています。審査の過程で350カ所にも上る、過去に例を見ない多大な誤りを指摘し、その訂正を執行部に要求をいたしました。これを受けての報告が定例会初日にありましたが、内容説明が全くなされていません。このようなことは前例がありません。本会議で説明するとして、決算委員会に内容の同意を求めたとびらの訂正差しかえの説明文書を何と最後に添付をして、本会議で読み上げもしないなどは、議会を無視し、市民に誤りを隠そうとするこそくな行為であります。このような隠ぺい体質が、今回の肉用牛事業等の重大な問題を発生させ、ひいては佐渡市民の信頼を失墜させることにつながります。決算委員会との約束どおり、この後の答弁での訂正箇所の内容説明を求めるものであります。

さて、1カ月以上の長きにわたって連日のように厳しい決算審査をしてきました。その席上、執行部職員から、三位一体改革、小泉改革以降、交付税削減と制度変更により医療、福祉は後退をし、計画されている政策や事業も全く実現できないとの苦渋に満ちた発言が相次いだことは、決算委員全員の知るところであります。「近藤議員、政権交代頼む」、「民主党頑張ってほしい」、「かえんとだちかん」、「一遍かえんかつちゃ」と多くの市民から激励をされて、政権交代に対する期待の大きさを肌で感じています。

小泉改革以後、佐渡では、青年には職がなく、両津を中心に商店街では閉店が続き、すべての産業が低迷して、現在佐渡市民の自民党政策に対する不満と怒りは、極限にまで達しています。この佐渡の怒り、地方の怒りが必ずや日本を変えるものと確信しております。来年にずれ込んだ今回の選挙は、政権選択の選挙であります。民主党に政権を担当させて、政権担当能力があるか否かを判断していただきたい。民主党は、政権政党としての準備を十分に整えており、新しい日本をつくることを皆様に確約をいたします。地方や離島を大切に、格差をつけない政治こそが、佐渡市の生き残りのために必要不可欠であります。

それでは、質問に入ります。1、合併後の佐渡市の現状と今後。合併の是非（結果）と新市建設計画の進捗状況等。2、行財政改革。行政改革課、保育園、学校給食等のあり方。3、平成19年度決算における課題。肉用牛特別事業、補助金交付等。4、経済対策（景気浮揚策）。観光振興、燃油高騰対策等。5、農業振興。市長（甲斐副市長）の目指す日本農業と佐渡農業の将来像等。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、近藤議員の質問にお答えします。

合併後の佐渡市の現状と今後、合併の是非というところから始まります。合併の是非につきましては、小杉議員の質問にもお答えしましたけれども、合併をしなかったほうがよかった、悪かったということの是非を今議論しても、それよりもこれからの佐渡をどうするかということに議論の先を持っていきたい。ただ、確かに合併がすべてよかったかと言われると非常に大きな問題もたくさんございます。特に現在揺り返しと思われる混乱は、この合併の前に、合併とほとんど前後して行われた三位一体の改革によるひずみというのは、間違いなく地方に大きな影響を与えました。この影響下にあるということの中で合併を選んだ、あるいは合併を選ばなかったということの差がありまして、これについては、合併をしなかったところについては、今までも長い間ご説明しましたが、それと佐渡市の現状との比較を述べさせてきていただいております。新市の建設計画の進捗については、これもつけ加えて説明させますが、財政状況と優先度を見きわめながらやらせていただきたいということを考えております。

それから、行政改革についてお問い合わせありました。大綱並びに集中改革プラン等をもとに不断に検証や検討を繰り返し、進めているところでございます。一部遅れているところもありますが、さらにねじを巻いていきたいと考えております。改革の実行は、私自身の考え方を各部局長に伝えて、総務部長のもとで行政改革課が中心になって指導と調整を行い、部局長以上で構成する行革推進本部を意思決定機関と位置づけて取り組んでおります。個々の施設の質問につきましては、担当部長から説明をさせます。

肉用牛特別事業補助金交付等について質問がありました。平成19年度決算における佐渡市肉用牛特別導入事業についてでございますが、この件につきましては、きのう中川議員にもお答えしましたが、大変申しわけなく、おわびを申し上げるところでございます。特に条例違反、あるいは指導の違反、かつまた私自身、真野町長のときにこの問題に携わっておきながら、その後の事業について担当者に支援の手を差し伸べられなかったことについては、まことに申しわけないというふうに思っております。おわび申上げたいというふうに思います。今後さらに調査し、再発防止はもちろんのこと、行政に対する圧力に対しては、組織で対応するということを指示しておりますが、さらにその対応を厳しくしていくということをお約束いたします。

観光振興や燃油高騰等に対する経済対策につきましては、緊急景気浮揚対策が中心になっておりますが、産業観光部長から説明をさせます。

農業振興についてお話がありました。食の安全、安心の確保と食料自給率の向上を目指して、担い手対策や構造政策等さまざまな展開を行っておりますし、当然佐渡農業もその方向の中で、個別にはトキを中心にした環境のイメージが成功した事例もございます。離島ゆえの特殊な事情もありますので、その点も考慮して、独自の農業を振興させたい。詳細は、甲斐副市長に答弁をさせます。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 補足説明を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） お答えをいたします。

日本農業の目指す方向ということでございますが、私から日本農業ということなかなか議論申し上げにくいわけでございますけれども、日本農業の方向の一番大きなものは規模の理論でございます。大規模農家を育てまして、その大規模農家を核とした構造をつくっていくというのが大きな方向でございます。ただ、一番の大きな問題は、自給率の問題、そして農家の意欲、これが逡減をしていると。このことに対して、これから国、県のほうに要請をしていかなければならないというふうに考えております。

次に、佐渡農業の将来像であります。私どもは国、県の農業施策を否定するものではございません。しかしながら、佐渡の実態に沿った農業のやり方というものがあるわけでありまして。特に佐渡の農業の場合は、基礎産業としてこれから振興していかなければならないわけでありまして、そういう視点からするならば、ことしから、私申し上げているところでありまして、佐渡仕様の農業形態というものを構築をしていきたいというふうに考えております。

その基本は、環境経済循環型の農業ということであります。一言で言うならば。そのポイントは、五、六点ございますが、1つは、小ロット、しかも多販売チャンネル化による有利販売。つまり今までの流通形態というのは、大きなロット、そして市場流通というものを基本にしておったわけでありまして、これからは、小さなロットの中でどう販売チャンネルを広げていくのか、そして有利販売をするのかということになります。

2点目は、そのための販売戦略というものを構築をしていかなければならない。当然佐渡の中だけにいてはできないわけでありまして、島外へ出まして、お客さんを見つけるということでありまして、そのための人員の養成、販売クラスターと申しますか、これをこれから養成をしまいたいというように考えております。

それから、もう一つは、限界集落なり高齢化というものを進んでおるわけでありまして、高齢化等に対応いたしました少量多品目生産、これは今議会でもいろいろとお話が出ておりますけれども、地産地消というところに結びつけていきたいというふうに考えております。

次が多産業及び多業種との共同体制というものをとっていかなければならない。ある一部の人には企業等の農業参入ということに対して反対の意見があるようでございますけれども、私はそういうふうに考えておりません。共同できるところは共同していくということでありまして。

それから、もう一点は、農業生産物、物を売るということ、これはもちろん大事なことでありますけれども、その背景にある物語というものも一緒に売っていかなければならない。つまり交流型、地域資源型の農業、グリーンツーリズム等々を通じながらやっていかなければならないというふうに考えております。今佐渡の農家の方々は、なかなか元気が出ないわけでありましてけれども、この元気をどうやって取り戻していくのか。私は、日本の農業は、日本全体から見ますと人口がどんどん減ってくるのは当然であります。そして、その結果として少子高齢化というものがどんどん進んでくるわけでありましてけれども、私どもの佐渡はそれを一歩先にいっているわけでありまして、私どものところでモデルをつくって、これから一つの手本としてやっていく、そういう農業形態というものをつくり上げていくと、そういうことでございます。

○議長（竹内道廣君） 補足説明を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

経済対策、燃油対策、観光振興ということでございますが、燃油対策等につきましては、さきの臨時議会で漁船への油補助、あるいはハウス、シイタケ乾燥等への補助と。それで、さきの加賀議員のときもご説明いたしましたが、追加として化学肥料の高騰分への補助、あるいは魚箱の補助というものを実施させていただき予定でございますが、観光につきましては、冬期間直江津航路、赤泊航路の運休。観光が冬期に入るということもありまして、特に今回の燃油対策には盛り込めませんでした。ただ、来年大観光年、新潟デスティネーションキャンペーン等もございます。今現在もプレイベントとしまして、佐渡ではきょうからですけれども、うまさぎっしり食の陣としまして、おんでこドームでイベント等も観光協会主催で実施しておりますので、来年に向けて観光に関しましては、しっかりした地固めをしていくという方向で進めてまいります。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

保育園の統合についてでございますけれども、平成18年の9月につくりました保育園統合計画に沿って今進めさせていただいているところでございます。その結果として、昨年度といたしますか、ことしの3月末をもちまして、相川地区の北狄保育園を閉園をさせていただきました。また、来年3月いっぱい両津地区にあります歌代保育園を閉園をさせていただき予定というふうにしております。今後とも引き続きまして、統合を進めるということで、保護者、それから地域住民の皆様への説明会を開催をいたしまして、理解を求めていくという予定にしております。それから、保育園の民営化についてでございますが、これは保育園の統合とあわせて必要であるというふうに考えておりますので、規模の大きな保育園を、まずそのところから進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） お答えします。

学校給食等のあり方についてでございます。それぞれの自校、あるいは各センターの児童生徒への給食のサービスの提供は、学校給食法第2条の目標に沿って鋭意現場で努力しているところでございますが、議員のご指摘、コスト削減だと思います。もちろんこのことは大事だというふうに考えておりますし、できるだけ安い、そしておいしい給食という部分では、コスト削減に努めるということが大事だということを考えております。その手法は2つありまして、1つは民間委託、もう一つは、正規職員ではなく、臨時の活用というものが考えられます。今現在民間委託については、保護者の理解が得られないし、不安を持っておられるという現状をかんがみますと、臨時職員の活用が適当であるというふうに考えております。なお、現在調理員の体制は、81.5名の体制で行っておりますが、正規職員が41.7%、そして臨時職員が58.3%という体制の中で食事のサービス提供を行っているという状況でございます。

○議長（竹内道廣君） 質問を許します。

近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 肉用牛事業から2回目の質問をしたいと思いますが、私も以前に30頭ぐらい繁殖牛

を飼っていましたので、この制度は昔から知っていました。もちろん金井は、市町村有牛ではなくて、農協有牛、同じ制度の中の2通りあるのですが、そちらでありました。この問題は、決算審査で発覚しました。旧町村それぞれ600万基金を積み立てて運用するという制度であります。県が200万、国が200万、そして地元の市町村が200万ということで出発をしています。したがって、国県が関与していなければ重大な問題ではありません。でも、国県がそれぞれ要項も出して金も出しているということになりますから、金額の多寡は別にして、これは大きな問題であろうというふうにとらえています。決算委員会において、この件は認定できない箇所に挙げられています。したがって、本会議採決の可能性があるというふうに思っています。全議員の共通の理解と認識が絶対的に必要というふうに考えますので、少し深くこの問題を議論したいというふうに考えています。そこで、担当の金子課長、このことについて、国と県の要項、市と真野の条例、そして契約書の要点を説明してください。もし手元に資料がなければ私の資料を使っても結構です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子農業振興課長。

○農業振興課長（金子晴夫君） お答えいたします。

大部の資料になりますので、少しお時間をちょうだいいたします。議員の資料ナンバー9からに沿って、まず国県の補助事業でございますので、国の実施要領、それからそれを受けて定められました県の要項、さらにそれを受けて定められました旧市町村の条例、それからさらにそれに基づいて定められて運用されました契約等、その流れでご説明を申し上げたいと思います。

まず、資料ナンバー9の括弧で下のほうに小さくページが振ってございます。まず、肉用牛等導入事業実施要領、これ国の要領でございます。（3）の昭和53年6月6日付の53畜A第1,936号、農林事務次官依命通達となっております。その中で事業の種類となっております、この要項に基づく事業の種類は、次のとおりとすると。

それで、次のページへまいりまして、今回対象になっておりますのは（4）ページのところでございます。（3）の高齢者等肉用牛飼育事業、この事業は、事業を実施主体が高齢者等による肉用牛飼育を促進させることにより、肉牛資源の確保を図るとともに、高齢者等の福祉の向上に資する事業をいう、そういうふうにと定められております。

続きまして、第3で事業実施主体としまして、次の左下のほうへまいります。（5）でございます。この表の中の下のほう、3、高齢者等肉用牛飼育事業としまして、その実施主体は、市町村有事業にあっては市町村でやる、そういうふうにと定められております。

その横へまいりまして、（14）でございます。しからばその高齢者等肉用牛飼育事業とはいかなるものかということですが、その事業の内容といたしまして、市町村有事業につきましては、この事業は、市町村が地方自治法の規定に基づく基金、または特別会計を設け、次に掲げる家畜をウに規定する者に一定期間適正に飼養させた後、その者に譲渡する事業とすると、そういうふうになってございます。この掲げる家畜をウに規定する者ということでございます。これは、貸し付けることができる者ということになっております。これ資料に見当たらないのでありますが、要項上では家畜の導入を受けることができる者と定められておりまして、この事業により家畜の導入を受けることができる者は、事業実施地域に住

所を有するAまたはBに掲げる者であって、原則として肉用牛の飼育経験を有し、その労働力に余力がある等、肉用牛の適正な飼養管理が可能であり、かつその者、または周辺農家の経営から生産される副産物を効率利用する等により効率の高い飼育が可能な者とする。そのAといたしましては、農業に従事している満60歳以上の者、Bとしまして、Aに掲げる者以外の者であって、農作業において基礎的役割を果たすべき男子が一定期間出稼ぎ等により農作業に従事できない農家の世帯に属し、成年に達している者というふうな定めがございます。

続きまして、次のページへまいります。(17)でございます。契約等はいかにすべきか、特に貸付期間についてはどのようになっておるかとお申し込みと、対象者は、事業実施主体の所有する家畜の引き渡しを受けてから、育成牛の場合にあつては5年間、成牛にあつては3年間、善良な管理者の注意をもって飼養管理すること、そういうふうな定められております。

隣の18にまいります、これはその貸付牛を譲渡する場合はどういうふうにするかということが定めがございます。中ほど、オでございます。事業実施主体は、次に掲げるいずれかの場合には、導入家畜を対象者に譲渡することと定められておまして、アとしまして、飼養期間が満了したときとなつてございます。その次の次で、カでございます。オの(ア)の場合、期間が満了した場合でございますが、の場合にあつては、事業実施主体は、導入家畜を対象者に譲渡するものとし、譲渡を受けた対象者は、事業実施主体に対し遅滞なく、次に掲げる額に相当する対価を事業実施主体に納付することと定められておまして、左下の19にまいります。その対価とはいかなるものかと申しますと、市町村有事業にあつては、事業実施主体が購入したときの価格とすると定められております。

この国県の事業でございますが、補助事業であります。その助成はどういうふうにするかということが次の(22)のところうたわれてございまして、国は、予算の範囲内において県に対し、次に掲げる経費につき、別に定めるところにより補助するものとするとうたいまして、このページ一番下(3)であります。市町村有事業にあつては、県が市町村に対し、基金等を造成するのに要する経費を補助する場合に当該補助に要する経費とうたっております。これが間接補助の規定でございます。

続きまして、次のページ、資料ナンバー11へまいります。これを受けまして、県が要項を定めております。これも下の32ページのところで、県における事業種類といたしましては、7の家畜導入事業資金供給事業と定めました。その事業内容といたしましては、肉用牛群整備増殖事業。その中の今回の場合は特別導入型事業となつてございます。事業の実施主体は市町村。市町村が購入し、または貸付期間中に貸付牛から生産され、納付を受けた肉用繁殖雌牛を高年齢者等に一定期間貸し付けた後、その者に譲渡をすると、こういうふうな事業内容を定めております。

隣へいきまして、224ページのところでございます。その基金をどのようにして管理運用せよと定めおるかとお申し込みと、基金の管理運用、基金造成主体は、地方公共団体にあつては、地方自治法の規定に基づく特別会計、または基金の設置に関する条例を定め、または改正し、当該条例に定めるところに従い、それぞれ適正に管理するものとするとうたっておりますし、ずっと下のほうへいきまして、オ、基金に属する資金は、国、都道府県及び市町村の補助金、基金造成主体の拠出金、関係団体からの助成金、または負担金並びに基金の運用益とするとも定めております。

続きまして、資料ナンバー12でございます。県の定める貸付期間でございます。一番下の表でございま



すが、肉用牛群整備増殖事業における貸付期間はどうなっておるかとお申しますと、肉用育成雌牛の場合には5年間、それから肉用の雌の成牛の場合には3年間と、そういうふうに定められております。

隣のページ、234ページへまいりまして、その契約等はどうかとなっております、ずっと下のほうでございますが、⑦、対象事業実施主体は、貸付期間が満了したときは、導入家畜を対象者に譲渡するものとする、こういうふうに定めております。

続きまして、資料ナンバー13でございます。235ページ。導入対象者は、譲渡を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる額に消費税相当額を加算して得た額を対象事業実施主体に納付することと定められておまして、それは特別導入型事業にあってはどうか。真ん中ごろでございます。(C)でございます。特別導入型にあっては、対象事業実施主体がその導入家畜を購入したときの価格と、購入等に要した経費との合計額とすると、そういうふうに定めてございます。

隣へまいりまして、236ページでございます。その貸付牛に事故等があった場合はどのようにするかということでございますが、⑩、損害賠償等については、期間中に対象家畜が事故等に遭った場合の責任の所在による処理方法等について、契約の締結に明確にしておくこと、そういうふうに定めてございます。

続きまして、資料ナンバー14でございます。これは、今までの国県の要項、要領等を受けまして、合併後新市が、佐渡市が定めた佐渡市肉用牛特別導入事業基金条例でございます。その右隣に施行規則が載っておりますが、肉用牛の貸し付けに当たっては、その適切な飼養管理が可能な者に対して無償で貸し付けるのだと、そういうふうに定めてございます。その牛の貸付期間につきましては、第5条におきまして、肉用牛の貸付期間は、育成牛を5年、成牛を3年とすると、これも定めてございます。その左下でございます。第11条におきまして、保険及び賠償を定めてございます。第11条、借り受け飼育者は、借り受けと同時に、その貸し付け肉用牛の対価に相当する額の損害保険に加入しなければならない。2、借り受け飼育者は、貸し付け肉用牛に事故等があった場合には、事故等によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その損害賠償額を減額し、または免除することができると、このようにも定めてございます。

資料ナンバー15でございます。上の左半分からです。これは、今申し上げました新市の条例を受けまして定められた新市の契約書でございます。佐渡市肉用牛特別導入事業貸付契約書ということになってございます。その中で損害賠償の欄でございます。乙は前条に定める飼育期間中、善良な管理、注意をもって肉用牛を飼育するとともに、家畜共済に付する等債務の履行に万全を期さなければならない。また、借り受け飼育者は、貸し付け肉用牛に事故等があった場合には、事故等によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その全部または一部を免除することができると定めております。

その下が、今回旧真野で用いられた別名旧契約でございます。その中でこれらについてどのように定められておるかとお申しますと、第3条、乙は、これは借り受け者でございますが、前条に定める飼育期間中、善良な注意をもって肉用牛を飼養管理するとともに、家畜共済に付する等により債務の履行に万全を期さなければならない。これもこのように定めておりますし、その隣、第8条におきまして、飼養期間中に導入肉用牛につき盗難、失踪、疾病、死亡その他重大な事故のあった場合において、当該事故が乙の責めに帰すべき事由によると認められるときは、乙はその損害を賠償しなければならない、このようにも定めて

ございます。

資料ナンバー16でございます。この根拠になりましたのが旧真野町の条例でございまして、真野町高齢者等肉用牛飼育事業基金条例ということになってございまして、このときには定額基金を定めてございまして、基金の額は600万円とすると。その隣へまいりまして、基金の運用に当たり、この条例の施行規則でございしますが、第2条で、基金は、当該年度の運用限度額600万円をもって優良基礎牛を購入し、当該肉用牛を町内の農業者に無償で貸し付け、かつ当該肉用牛の購入時の価格相当額、または育成雌牛を貸付人から返済させることをもって運用の基本とする。その貸し付け対象としては、第3条、町長は、次の各号に掲げる基準に従い、肉用牛の飼育に専念し、飼育技術が優秀と認める農業者に対し、肉用牛を無償で貸し付けるものとすると、そういうふうにならざるを得ないかと。その下には、60歳以上であるとか、先ほど国の要領等で申しましたことが書いてございます。

その貸付期間といたしましては、第4条といたしまして、肉用牛の貸付期間は5年とすると定められておりますし、左下へまいりまして、借り受け人の義務と定めてございます。第6条、借り受け人は、貸し付けを受けた肉用牛について、家畜共済保険に加入し、善良な飼育管理に当たるとともに、夏期は経塚放牧場を利用しなければならないとも定められております。

ずっと下のほうへまいりまして、その賠償責任としましては、第9条、借り受け人は、貸し付けを受けた肉用牛について、盗難、失踪、疾病、死亡その他重大な事故があった場合において、当該事故がその者の責に帰すべき事由であったときは、町長の定めるところにより、町に対してその損害を賠償しなければならないとも定めてございます。

これが国の要項、要領、それを受けて県が定めた要項、それを受けて旧真野町ないし新市が定めた条例等々の現状でございまして、これが今回の事業の仕組み等々でございまして、

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 質問を許します。

近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 次の近藤資料ナンバー17を見てください。

先ほど課長が説明をしていた佐渡市の契約書が2つあったのですが、真野専用の契約書はこの契約書であります。全く真野のときの契約と一言一句変わりがありません。これがことしの1月まで適用されていましたが、真野地区だけが。これは、実際に黒で消してありますが、使われた契約書です。真野のときの契約書です。条例にのっとっていますから、第2条で5年間ということの規定していますし、第5条で借り受け人に5年たったときに譲渡をすることが規定されている。第8条で損害の賠償は乙の責めに帰すべき事由によるというのが真野特有であります。佐渡市の条例、他町村の条例は、これが文言が違うから、放牧場で死んでも本人が払わなければいけない。ところが、真野は特有です。それを新市になっても変えることなく、同じ佐渡市長、高野宏一郎名で2種類の契約書を策定していたということがあります。これ裁判になっても、この乙の責めに帰すべき事由、これがあるために、佐渡市も弁護士といろいろ相談しているらしいのですが、完全に佐渡市が負けるそうです、真野特有のこの一言があるだけで。佐渡市の条例では勝ちます。そういう説明を決算委員会で受けているところであります。

それで、一番最後見てください。平成14年12月11日、真野町長、高野宏一郎、借り受け人、真野町大字

何とかと、こう書いてあります。14年12月11日、これが重要であって、次のナンバー18を見てください。家畜貸借に関する同意書なるものであります。一番下見てください。下を見てください。8番、上記同意事項は、平成14年12月11日より適用する。上記により同意いたします。平成14年12月11日。同じ日です。だから、契約と同日にこの同意書を調印させているのです。調印の相手は、真野町農林水産課課長、何々様、真野町大字何とか、借り受け人というところが一番この問題の大きなところですよ。

ちょっと内容を見ますと、ゆっくり聞いてください。2番、家畜の貸付期間は、その家畜は2頭の子牛を出産する期間とし、当該母牛に血統面において優秀な種雄牛を授精し、受胎確認後、母牛を返納するものとする。ただし、貸し付け名義人は、貸し付け終了までの初回の借り受け人とするというのに印判をつかせているわけです。何を、どういう違反かということ、先ほど来国、県、それから佐渡市の条例、真野町の条例読み上げてもらいましたが、いずれも5年間の貸し付けと規定されているわけでありまして。ところが、これは2産で真野町へ返せという規定なのです。2産したらまた次の人に渡して、また2産をさせる。そしたらまた2産で真野町へ返して次の人に渡すという、全く国県と違った特異な運用の仕方ということがこれでわかります。でも、これは大きな違反をしているから、これを隠すために一番下のただし書き、貸し付け名義人は、貸し付け終了まで初回の借り受け人とするというふうな違法な同意書であります。

その下、3、果実の生産に伴う抛借金であります。果実は、借り受け者が次の抛借金を納めた時点で払い下げるということでありまして。先ほど来の説明の中で、国も県も真野町の条例も5年間は無償で貸与して、5年たったら貸してある牛を戻せ、借り受け人にくれるという条例なのです。国も県もそうです。ところが、この表を見ますと、販売及び平均価格に対する抛借率を出してあります。初産、1産目に15%を真野町へよこせと。2産目から5産目、20%ずつよこせ。6産目は10%という規定であります。この問題は、国県の要項や真野町の条例にももちろん違反しているわけですよ、5年間無償貸与ですから。これ1産目から金を取っているのです。

この大きな問題があるのと、今回穴をあけた理由がここにあるのです。何で穴があいたかということ、例えば50万円で買った牛、その牛の50万円に対して15%から6産目の10%ならば105%になりますから、金は戻ります。しかし、これ見てください。販売価格に対する抛借です。したがって、50万円で買った牛が30万のこともあれば、80万のことも逆にありますから、帳じりが合うはずがない、このやり方は。だから、穴があいた。でも、牛がここ数年高かったから、5万7,000円の穴で済んだのですが、実はこのやり方で一時恐らく何百万も穴があいていたでしょう、プール計算しているから。偶然5万7,000円の少額になったというだけで、このやり方は穴があきます。この穴があいたのを何とか補てんしなければいけないということで、5、(2)、6産目をとった後、私たち「ばば牛」と言うのですが、老廃牛になった後、対価から抛借金の残額を基準として、また差額を金を取ろうとする、こういう同意書なのです。取れるはずありません、そんな。規定では、ばば牛になった後、老廃牛になった後は、肉にして出しても、種つけて出してもいいわけで、それは借り受け人の自由なのです。自由なのにまだここへ来て金を取ろうとする同意書、ケツを合わせたいから。でも、こうはなりません。なぜかということ、3産で死んだり、5産で死んだりする牛は、そんな大金を死んだ後に払えるはずもないし、それから6産とった後に無償譲渡という国県と真野町の条例に違反して、その後も金を取るという同意書です。

4番目、1つ前へ戻りますが、抛借金、これは牧牛管理運営協議会の口座に入金するとしてあります。

これは、規定では、この事業の基金条例にのっとりた専用口座が必要なのです。ところが、中身はよくわかりませんが、牧牛の管理協議会の口座の中で金を出し入れをごっちゃにして、そのたびに要る金を出してきたというやり方は、全く違反であります。

そこで、ずっと述べてきましたが、もう一つもとへ戻りましょうか。きのう金子課長が説明したので、よかろうと思いますが、ナンバー16へちょっと戻ってみてください。これが真野町の条例、第9条です。賠償責任なのですが、当該事故がその者の責に帰すべき事由、放牧してあったから、町営放牧場、市営放牧場です。ですから、当該事故がその者の責に帰していない。だから、佐渡市の責任だから、金を一円も払わないということになっています。佐渡市の条例をナンバー14見てください。その部分、11条です。借り受け飼育者は、貸し付け肉用牛に事故のあった場合には、事故等によって生じた損害を賠償しなければいけない。ただし、市長が特に必要と認める場合は特認できると、免除できると書いてあります。これですと、事故があったときのために入っている共済組合の保険、例えば50万の牛ですと40万出てきます。40万出たのは、もちろんこの規定ですと佐渡市に返さなければいけないわけです。穴があいた足りない10万は、もしかしたら市長が特認で免除できるかもわからないという内容なのですが、違法的な真野町の条例をそのまま契約にも移して、佐渡市になってからも使ったものですから、一円も佐渡市は取れない。裁判打っても100%負けるのだそうです。そう聞いています。そんなことでありますので、先ほど言いましたように、金額の大小は別にして、これは大きな犯罪です。しかも、行政犯罪です。

ナンバー19見てください。書いておきましたので、読みます。国県の事業実施要項及び佐渡市基金条例施行規則に違反している事項。真野地区は、従来より国県の要項と真野町基金条例に違反した特異な運用をしてきたが、合併後も当地区だけが意図的に契約内容の更新をしないで不正な基金運用を継続してきたこと。真野地区において行政が国県の要項と条例に違反した不正な同意書を作成し、契約同日に借り受け飼育者に調印をさせていたこと。真野地区の具体的な違反行為、具体例、具体的に挙げます。①、国県の要項と条例に規定されている5年間の貸付期間に違反し、貸付期間を2産までとしてきたこと。②、国県の要項と条例に規定されている5年間の無償貸与に違反し、1産ごとに拠出金を納付させてきたこと。③、国県の要項と条例に違反し、5年間の貸付期間が満了しても借り受け飼育者に当初の購入代金を納付させていなかったこと。④、国県の要項と条例に違反をして、5年間の貸付期間が満了しても借り受け飼育者に貸付牛を無償譲渡していなかったこと。6産目に規定されてあります6産目以降というのは、通常8年から10年間必要です。⑤、国県の要項と条例の規定では、貸付牛は5年後に借り受け飼育者に無償譲渡されるので、その後の処分は借り受け飼育者の自由となるにもかかわらず、払い下げ処分料金を対価引く拠出金の残高としていること。⑥、出入金口座を事業専用口座ではなく、牧牛管理組合協議会の口座としてきたこと。⑦、貸付牛の購入代金や納付金等を個別管理しないで、この口座においてプールして不適正な処理をしてきたこと。これが国県と佐渡市の条例の違反している具体的な項目です。

次に、新潟県の実施要項に違反している事項。要項に規定されている放牧導入において、対象事業実施主体、佐渡市です。と導入対象者との間において貸付期間中に対象家畜が事故等に遭った場合の責任の所在による処理方法等について、契約の締結時に明確にしておくことを怠ったこと。つまり放牧する場合は、死んだらどちらの責任になるかを契約時にしっかりとっておきなさいという県の実施要項に違反して、それを怠っていたこと。

次に、真野町基金条例施行規則に違反している事項。条例では、借り受け飼育者は、転貸、委託その他いかなる名義をもってするを問わず、借り受けた肉用牛を他に飼育管理させてはならない。第6条2項。と規定していたにもかかわらず、恒常的に2産ごとに借り受け飼育者を交代させていたこと。これを変更しないで佐渡市に持ち込んで、真野地区だけが専用の特異な契約を結んでいるということでもあります。

最後、意図的な行政の不正行為により佐渡市に損害を与えた事項と損害を与える可能性のある事項。1、真野地区だけが意図的に契約内容の更新をしなかったために、佐渡市に対する死亡牛の損害賠償金の支払いが、借り受け飼育者が受け取った損害保険金33万4,000円も含めて実行されず、購入代金48万2,000円全額を債権としたこと。2番目、真野地区専用契約書には、減免条項がないにもかかわらず5万7,000円を減免したこと。3番目、国の会計検査院の検査や県の指導が入る可能性が高く、私は100%入ると思いますが、その場合は、佐渡市及び佐渡市民の信用を失墜させることであります。

課長、これに間違いがあったら指摘を下さい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子農業振興課長。

○農業振興課長（金子晴夫君） お答えいたします。

資料の前に、議員先ほどのお話の中で、委員会の中で裁判の場合どうなるかというお話なのですが、弁護士とも協議をいたしました中で、100%勝ち負けという話ではなくて、なかなか困難であろうと、難しいよと、そういうふうなお話でございました。

それから、この同意書の中で105%なる率が書いてございます。運用をずっと追っていきますと、この中で販売及び平均価格に対する抛出率となっておりますのですが、一番最後にはこれを借り受け額に対する率に改めたようでございます。余りにも変動するというので、そういうふうになっておるようでございます。

一番最後のページのご指摘のことでありますが、基本的にはこの状態で間違いがないかと、そういうふうに思っております。それもこれもこのような運用があったことによって起因してきたものと、そういうふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 質問を許します。

近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 100%負けますというのは、何回もこれに関して決算委員会開いていますが、副市長の認識。あなたは、負けるか勝つか、勝つ可能性はないが、裁判を打つと50万、48万4,000円以上かかる。勝つ可能性も少ないという説明でしたので、私は副市長の発言を引用して100%負けるということを言わせていただきました。

それと、ナンバー18についてあなた説明されましたが、ナンバー18の15%から10%のこの率は、実は3回目の改定なのです、課長が知っているとおりの。最初やってみたらケツが合わなくてしょうがない。それで、最後になって購入価格の率にかえたのでしょう。だから、あれもやってもだめ、第1案だめ、やってみたらだめ、第2案もだめ、第3案で何とか帳じりを合わせようとしたのがこれなのです。これでも帳じりが合うはずがありませんということでもあります。課長の判断では、私が最後に読み上げましたナンバー19の違反事項は正しい、書き方として、指摘として正しいということでもあります。市長は、きのうそこで

お話をしましたら、この件に関してはすべて甲斐副市長に任せてあるというふうに言われていましたので、副市長は農業の専門家でもあるし、県にも長くおられたので、お伺いをしますが、先ほど来私が言うように、金額の多寡は別にして、重大な意図的な行政の不正行為であるという認識はありますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） 理由のいかんを問わず、今の資料を見ていただければおわかりのとおりでありまして、全くのミスであります。

○25番（近藤和義君） ミスではないでしょう。過失ではないか。

○副市長（甲斐元也君） 過失でございます。そのとおりです。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） ミスや過失ではなくて、最初からわかっていた恣意的な、意図的な不正行為ではありませんか。どういう認識ですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） 要項、要領、条例があるわけでございますので、全くそのとおりでございます。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 甲斐副市長、これは不正行為だということではありますが、不正行為は不正行為として、国の年金問題みたいに隠ぺいをせず、1回うみを出すべきと私は考えますが、いかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） 確かに議員ご指摘のとおりではありますが、こういうこと言っているのかどうかわかりませんが、担当の職員がこういうふうにはやらざるを得なくなったという背景もあるということございまして、これは単なる言いわけでございますが、そういうことでございます。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 先ほど言いましたように、私はきょうの近藤資料の裏の1枚だけを会計検査院に送れば、必ず100%会計検査は入ります。私は、入る可能性が高いだろうというふうに感じています。このような状況の中で、議会としては当然この決算を認定するわけにはいかないと私は考えていますが、この議会の立場は理解できますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） 理解できます。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 市長はどうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） このことについては言葉ありません。おっしゃるとおりです。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） まだ決算委員会で認定できない箇所等は挙げてありますが、手を挙げて多数決をとったわけではありませんが、国県が入って、この件は監査も素通りをしています。意見もついていません。決算委員会、議会まで素通りをさせるようなことは、議会の立場としてはできないというのが私の認識でありますし、市長も副市長も同じ認識でありますので、今後また決算委員会で認定、不認定の件は相談をさせていただきますが、恐らく不認定、つまり認定はできない要件であろうというふうに思っております。12月5日に甲斐副市長が決算委員会に来られて、きのうの中川議員の質問にも触れていましたが、この件については、余りにも重大な不正行為であるので、執行部の処分を考えていかなければいけない。本日帰って早速市長と相談すると言っていました、どのような責任をとりますか。市長に聞いている。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） いずれにしても自ら処分しなければいかぬというふうに考えておりますので、まだ検討をしておりますが、間違いなくそれはやります。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 最後に聞きます。

問題の5頭の飼育牛は、真野町の運用でやっていましたから、5年後に無理やり平成19年度に残りの貸付金を金子課長が頑張って回収したと思うのですが、多分2産か3産目です。したがって、1頭50万の牛なら半分ぐらいはまだ口座になかったわけで、つまり2産したらほかの人に行く。そのほかの人はまだ一産もとっていないわけですから、お金の回収に大変苦労されたと思うのですが、この時点で、それ結果的には無理やり回収したけれども、穴があいていた。穴があいた分は先食いされていたから、どうしても回収できないで、5万7,000円穴があいたということなのですが、この時点でどのぐらいの穴がありましたか。例えば20万ずつ穴があくと5頭で100万ですね。そんな単位でしたか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子農業振興課長。

○農業振興課長（金子晴夫君） お答えいたします。

私この件で地元に入りましてご相談申し上げたときに、大体この金額は押さえ切っていました。ただ、預金利子等が多少違っておりましたので、これだけ穴があきそうなのだけれども、我々としては表面上、契約書があるから、その方が何とか満額をお願いをしたいと、こういうふうをお願いをいたしました。ただ、地元の農家さんは、旧真野町とこのような契約を結んで、6産までする気で頑張っておられたところを、言ってみれば我々の一方的な都合で5年で打ち切らせてくれと、2産で返してくれということでございます。農家さんは、確かに今まで積んだ分と差額はその場で納めていただきました。ただ、先ほど話がありましたように、先食いされた等々があって、この部分についても私が納めると、私はそれだけ余計納めなければならぬと、こういうことになります。なるほどそういうことでございますので、これは全面的に旧真野町が、イコール市がとってきた施策でありますので、農家さんにはご迷惑はおかけをできない、そういうふう判断をいたしました。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 最後の一つだけ聞いておきます。

これは、行政主導の不正行為であります、飼育の農家も関与していましたか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子農業振興課長。

○農業振興課長（金子晴夫君） お答えいたします。

飼育の農家が関与していたかという問いでございますが、当然旧真野町と、それから農家さんの組織する団体と一緒にこのようなシステムを運用しておったのだと。ただ、農家さんについては、それが例えば国県の要領、要項等、あるいは町の条例等に違反しておるとか、恐らくそういう確たる認識はなかったものと考えております。

新市になって新しい条例をつくったときに、旧市町村の条例を変えたわけなのですが、そのときにどういうふうな手続と申しますか、地元説明をしたのか承知をしておりますが、いろんな意見があったと、そういうふうな話は聞いておりますし、私この件で地元で相談に参りましたときも、その経緯についてもいろいろとお聞かせはいただいております。その条例の過程で余り説明がなかったと、そういうふうなお話も聞かせていただいております。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 12月5日の決算委員会で、呼びもしないのに山本課長が来て、私に怒られて部屋から出されて、半日廊下で待機していましたが、何で出されたのかわかりますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

決算審査特別委員会に呼ばれて、牛の話をしていたのですが、某議員と牛の話でちょっと笑いを出したということで退席を命じられました。

○議長（竹内道廣君） 質問を許します。

近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 一番前の席に座ってあなたがずっと笑っている。いつやめるかなと思ってもやめない。一方で金子課長と補佐と担当は、これほど大きな重大なミスを行っているから、命がけで私たちに説明している。その横でずっと笑っている。そんなことありますか。佐渡市のどうなるかわからないぐらいの重大なこの案件の中で、呼びもしないのに来て、一番前でずっと笑っているなんていうことありますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

大変失礼だったと反省しております。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 今回の定例会では、一般質問で職員の体質、あれほど多く批判をされています。こういうことをいうのではなからうかと思うのです。一般の常識ではあなたのやっていることは考えられない、私はそう感じていました。山本課長にもう一つお願いをしますが、冒頭に私壇上で言いましたように、



決算の訂正、差しかえの内容説明をあなた一つもしていない。今してください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

まず、冒頭に、この決算につきましては、決算特別委員会始まる前にこの訂正箇所について報告すべきであったというふうに反省しております。大変申しわけなく思っております。

では、説明させていただきます。平成19年度の歳入歳出決算書の誤りについて。この決算書における財産に関する調書、(1)、公有財産、③の動産、⑦の出資による権利、(2)の物品に記載誤りがありましたので、訂正と差しかえをお願いしたいというものでございます。

なお、訂正理由については、まず動産の部分でございます。①の船舶についてですが、平成18年度の歳入歳出の決算における決算年度末の現在高を「4隻・68総トン」と記載していましたが、調査の結果、展示品であるということで、体験交流船、幸丸、白山丸、千石船伝馬船の4隻であります。備品に移管すべきというふうに考え、平成19年度の決算年度中の増減高で「△4隻・△68総トン」で訂正をお願いしたいというものでございます。なお、この移管先については、538ページの小木支所産業振興課、南教育事務所小木出張所、日本アマチュア秀作美術館及び佐渡国小木民俗博物館に移管されております。

次に、出資による権利でございます。佐渡市土地開発公社、平成16年の3月1日の10カ市町村の合併により、佐渡土地開発公社から佐渡市土地開発公社に名称が変更されていたものですが、旧の「佐渡土地開発公社」と記載してありましたので、「佐渡市土地開発公社」に訂正をお願いしたいというものでございます。

次に、財団法人にいがた産業創造機構、これについては、平成15年に財団法人新潟県中小企業振興公社と財団法人新潟県生活文化創造産業振興協会が合併し、財団法人にいがた産業創造機構へと名称変更していましたが、旧の「財団法人新潟県中小企業振興公社」と記載してありましたので、正しい「財団法人にいがた産業創造機構」に訂正をお願いするものでございます。

次に、財団法人ニューにいがた振興機構、これにおかれましては、平成18年4月1日付で財団法人にいがた産業創造機構と統合するため、3月31日をもって解散し、出捐金は100万円ですが、全額財団法人にいがた産業創造機構に寄附いたしました。よって、平成18年度歳入歳出決算書の決算年度末現在高をゼロとすべきでありましたが、「1,000千円」と記載してありましたので、平成19年度の決算年度中増減高で「△1,000千円」で訂正をお願いするものでございます。

4番目、財団法人新潟県長寿社会振興財団、平成18年3月31日をもって解散し、業務を県の社協が引き継ぐため、残余の財産については、県の社協のほうに寄附されました。よって、平成18年度歳入歳出決算書の決算年度末現在高をゼロとすべきでありましたが、「2,010千円」と記載してありましたので、平成19年度の決算年度中増減高で「△2,010千円」で訂正をお願いするものでございます。

5番目としまして、財団法人新潟県臓器移植推進財団、平成16年の4月1日に財団法人新潟県腎臓バンクと眼球銀行が合併して、財団法人新潟県臓器移植推進財団となりましたが、「財団法人新潟県腎臓バンク」と記載してありましたので、「財団法人新潟県臓器移植推進財団」に訂正をお願いするものでございます。

6番目、新潟県農業信用基金協会、平成18年度歳入歳出決算書の決算年度末現在高を「17,510千円」と記載していましたが、出資証券等の精査の結果、1,750万円が正しいので、平成19年度の決算年度中増減高で「△10千円」で訂正をお願いするものでございます。

7番目、財団法人都市農山漁村交流活性化機構、平成13年4月1日に財団法人農林漁業体験協会、財団法人ふるさと情報センター、財団法人21世紀村づくり塾が合併して財団法人都市農山漁村交流活性化機構となりましたが、「財団法人ふるさと情報センター」と記載していましたが、「財団法人都市農山漁村交流活性化機構」に訂正をお願いするものでございます。

8番目、社団法人佐渡市真野自然活用村公社、平成16年3月31日、定款変更により社団法人真野町自然活用村公社から社団法人佐渡市真野自然活用村公社に名称を変更していましたが、旧の「社団法人真野町自然活用村公社」と記載していましたが、正しい「社団法人佐渡市真野自然活用村公社」に訂正をお願いするものでございます。

9番、財団法人赤泊振興公社、平成18年度歳入歳出決算の決算年度末現在高を「132,500千円」と記載していましたが、そのうちの3,000万円については運用財産であるため、出捐金として処理すべきでないとして判断し、平成19年度の決算年度中増減高で「△30,000千円」で訂正をお願いするものでございます。

10番、財団法人新穂農業振興公社、旧新穂村において財団法人新穂農業振興公社への出捐金については、実質的な寄附金にとらえ、決算書に記載しないでしたが、行政実例などから、公有財産として財産台帳に記載して記録、保存することにより、その状況を常に明確に把握しておくことが適切であると考え、記載するものです。なお、出捐金4,000万円は、平成19年度の決算年度中増減高「40,000千円」で訂正をお願いするものでございます。

11番、財団法人羽茂農業振興公社、旧羽茂町において財団法人羽茂農業振興公社への出捐金については、実質的な寄附金にとらえ、決算書に記載しないでしたが、行政実例などから、公有財産として財産台帳に記載し、記録、保存することにより、その決算を常に明確に把握しておくことが適切であると考え、記載するものです。なお、出捐金2,700万円は、平成19年度の決算年度中増減高「27,000千円」で訂正をお願いするものでございます。

12番、財団法人砂防フロンティア整備推進機構、平成3年10月18日に設立認可されたもので、「財団法人砂防フロンティア整備推進協会」は誤りでありまして、正しい「財団法人砂防フロンティア整備推進機構」に訂正をお願いするものでございます。

なお、合計で7件3,426万5,000円となっておりますが、その内訳として、実際に決算年度中の出資に伴うものについては、1件、28万5,000円でございます。あと決算年度中の増減高による訂正は6件、3,398万円となっております。

続きまして、物品でございます。物品の取得、所管がえ及び廃棄等については、その都度防災管財課が各課から報告を受けまして、備品管理システムに一括管理しております。毎年度各課からの報告をもとに3月31日現在における現在高及び当該年度の増減状況について、漏れや誤りがないか、各課に年二、三回ほど確認させております。各課長からの報告をもって決算書データとしております。通常では、その後の毎年度の増減データを精査することで物品管理は整合性がとれるはずであります。実際には旧市町村備品台帳が不完全なものであり、現物との整合性がとれない状況でありました。この状況を改善し、かつ備

品台帳の整備を図るため、平成19年度の11月から平成20年の1月にかけて、備品管理システムに登録されている備品の小票、シールを作成して、現物との突合による残高確認、棚卸作業を全庁で行いました。このことにより、教育財産である小中学校の備品について台帳記載漏れが多く判明しましたので、平成19年度の決算年度中増減高で訂正をさせていただくものでございます。

なお、記載誤りの件数としまして、増加する物件が292、減少する物品が49、合計341物品でございます。訂正箇所数については、238件というふうになっております。

今後の対応について説明させていただきます。決算書に対する職員一人一人の意識改革が重要と考えまして、職員に対する指導を行うとともに、各課における確認体制の強化と財産の管理の徹底を図りたいというふうに考えております。

なお、今回の訂正については、備考欄に増減理由を明記することで訂正、差しかえをお願いしております。

また、7款商工費、1項商工費、「1目」と書いてありますが、「3目」の誤りでありました。3目観光費、観光振興対策事業のイベント補助金のうち、アース・セレブレーション補助金については、アース・セレブレーション実行委員会に補助金を交付し、財団法人鼓童文化財団及び佐渡市の共催で実施しておりますが、補助金による支出は不適正で、負担金で支出すべきであったというふうに感じております。次年度から適切に執行しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 質問を許します。

近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 時間がないので、用意した半分もできませんが、近藤資料ナンバー5を見てください。

これは、青少年育成会の市の補助金です。今4町村ですが、近々に10地区全部につくるということを説明を受けています。そこで、補助金の額です。平成18年度49万8,095円が真野、畑野は72万、相川20万で、平成19年度真野が50万、畑野は72万9,000円から24万に下げられています。相川は同額20万、羽茂が15万。平成20年度、真野が46万、畑野が20万5,000円、相川18万4,000円、羽茂が13万8,000円であります。今、後ろに戸中の杉山区長も傍聴に来ていますが、相川が大変困っているということがきっかけで私が調べてみたのですが、調べてみたら、相川4つの校区に分けて少しずつのお金で動いているのですが、とても足りないから、各区長が5,000円ずつ出すという相談をしているそうです。それでも足りなければ各戸100円ずつ集めるかという相談をしているそうなのですが、一方調べてみたら、真野は平成18年度に60万予算を組んだのです。使い切れなくて十何万、10万以上返しているのです。それで、平成19年度50万にしているという内容だそうです。平成20年度を見てもほかの地区の2倍以上ではないですか。人口は相川より少ない。子供の数も少ないのですよ。面積ももちろん。その中で何で真野だけが特別補助金を多く出すのですか。これの内容は、ほぼ町村とも同じです、企画内容は、どうしてですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） お答えします。

青少年育成会の市の補助金でございます。青少年の環境美化の活動等の補助金の内容の性格のものでご

ございますが、合併時に一たん解散した経緯があって、新市になりまして、新たに立ち上げたという経緯があるようです。さらに、補助金の内容については、それまでの実績、あるいは経過を見て予算づけをつけたというふうに聞いております。議員ご指摘のように、地域、あるいはそれぞれの団体の参加者、あるいは子供の数、そういったものも勘案しながら、平準化、あるいは標準化等の適切な補助金の対応をすべきというふうに思っておるところです。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 全然答弁になっていないというの。こんな不正はだめですよ。だから、均等割、それから子供の数割りでもいいですから。1市になったのですから、市長の地元だといって真野ばかり特別待遇だめですよ。ほかは困っているのに、余って十何万も返している。そんな予算づけしていいと思いませんか、あなた。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） 好ましくないと思っております。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） ナンバー6を見てください。実は決算委員会で気になる場所全部真野なのです。これも真野です。元気×2トキめきクラブ事業会計、市の補助金を258万7,000円も入れている。県の体協、前年度の繰り越しで68万1,000円あります。それで、次年度の繰越金149万5,000円です。市の補助金に対して6割近くを余らしているのに平成20年度また220万予算計上している。理解できますか、これが。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） 議員ご指摘のとおりでございます。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） だめだというの、こんなことして。佐渡市は金がないからって、真野以外はばんばん切って、真野だけはふやしてくるなんていうこと、やっていいと思いませんか。だめですよ、こんなのは。市長、答弁ありますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 申しわけないのですが、どこの地域も平等にということのを当然考えてしているつもりなのですが、内容については本当に私よく理解しないところであって申しわけありません。改めてこれ十分内容を精査させていただきたいと思っております。何かあるのではないかと思うのですが、それについても今持ち合わせの知識がありません。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 牛の問題も真野、この2つも真野、学校建築も真野が優先、そのほかにも挙げればきりがなし。こんな不平等な行政はだめです。

〔「人事も真野だろう」と呼ぶ者あり〕

○25番（近藤和義君） 人事も真野ですよ。笑い事ではない。主要6課に真野の部課長を張りつけている。

特に山本課長、財政を握るところで、ほかの地区には厳しくて真野だけは素通りしているではないですか。こんな人事もだめですよ。能力主義で職員を集めてください。市長は、このことを何回かあなたに言ったけれども、いや、真野時代から使いやすいからと言うけれども、そんな人事ではだめですよ。だから、こんなていたらくなるのだ。どうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 私は、真野は使いやすいからなんて言うておりません。人事については、能力を判断してと。それは、やってみると中には期待したほどでないのもありますけれども、各市町村からそれぞれにみんな一生懸命やっただけで、例えば議会対応が、特に最初の議会対応なんかは、なれないところはなかなか難しいところもありますし、一人一人見ながらやっているつもりなのですが、結果としてそういうことになったというのなら、それでは能力主義ではないかということになってしまうので、地域については、これはだれがどの地域にいるかということではないようにそろそろしたい。最初のうちはしょうがありませんけれども、徐々にそういうふうにしたいというふうを考えながらやっているつもりです。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） あなたは、真野の職員は合併前によく勉強させてあったから、新市になってから、使いやすいので、ほかの市町村よりも多数起用すると言ったではないですか、私に。記憶ないですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 私は、そういうふうには言うておりません。私が言ったのは、合併前の半年前から合併について真野は勉強させたということはもちろん申し上げました。しかし、それぐらいでできる能力の差というのはわずかなものです。合併後の一部の時間、それだけでありますので、そのところははっきりさせておきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 農業問題いきます。10分しかないですね。

ナンバー7を見てください。これは、先週のテレビ報道の数字をメモしたものなのですが、日本の自給率は見たとおりほかの国と比べて極端に低い。食料自給率が、皆さんご存じと思いますが、40%。アメリカ、フランス百二十何%、イギリスが70%です。私が言いたいのは、農業所得に占める補助率です。15.6しかない。欧米は、欧米の欧のほうは90%以上です。アメリカは26.4。これは、先進国で日本だけなのです。だから、自給率が下がっていく。したがって、この補助率を高めて自給率を上げようとするのが個別所得保障なのです。民主党の公約であります。これを上げて、小さい農家も大きい農家も販売価格と経費の差額をある程度埋めていきたい。特に欧米並みには持っていきたい。そのために1兆円使おうというのが我が民主党の政策ですが、これに関してどのように、甲斐副市長ですか、感じますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） いろんなところでこの資料出ておりますけれども、ご指摘のとおりであります。

この大きな要因は、日本の場合は価格政策をやってきたわけでありまして、所得保障という部分についてほかの国は全部やっておりますが、日本はやってこなかったということでありまして、すべてが所得保障方式というものがいいとは私は思いませんが、その差が出ているというふうに考えております。したがって、ここで担い手が育っていないという理由であります。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 右側の写真です。私が研修していたカリフォルニアの稲作の農家です。航空写真で見ますように、これ1枚100町歩なのです。それを30枚つくって3,000町歩、国仲平野の8割ぐらいを1軒の農家をつくっていました。こんな規模の農家と日本の平均2町歩の農家がけんかができるはずがない。初めから競争はできない。だから、関税を上げているのです、自給率を何とか守るために。その関税を下げてこういう経営とけんかをしなければいけなくなれば、日本の胃袋は全部外国のものに任す以外になくなります。今防衛はアメリカに任せています。食料、胃袋の中まで他国に任せたら、日本は独立国家の体は全くなさなくなる。だから、そういう意味では食料安保の観点からも危機的な状況というふうに考えていますが、副市長はどうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） これまた議員ご指摘のとおりでありまして、今世界的に見ましても、食料の在庫率が1970年の水準、15%台にまで落ちてまいりました。したがって、今60%の部分日本がほかの国に頼っているわけでありまして、今後この線も切れてくるのではなかろうかなと。したがって、私冒頭申し上げましたように、国の政策において自給率の向上ということをやっていかなければならないということを申し上げたわけでありまして。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 農業問題やったら1時間ぐらい欲しいのですが、時間がないので、言いたいことはたくさんあるのです。世界じゅう穀物足りないのに、日本はアメリカから入れたMA米150万トンを持っている。これからも入ってくる。それを横浜へ陸揚げしないで、そのまま途上国へ出しましょうと二、三年前から私言っている。だんだん政府がそういう方向に向いてきたけれども、そういうことも必要ですし、それから今、日本の米の需要は900万トンなのです。500万トン麦を入れているのです、海外から。その麦のかわりに米の粉を使えば、めんだって何でもできるわけですから、減反政策は全く要らない。どんどんつくらせて、米で外国の危ない小麦の需要から切りかえるべきというふうなことも考えております。稲を今つくらないほうに1,900億円も政府は金をかけている。麦と米粉の差額にそれを補てんすればそれができるといふふうに考えていますが、時間がないので、答弁は要りませんが、佐渡の農業について幾つか質問をしたいのですが、まず最初に、これは市長の公約だったと思うのですが、佐渡だけが新潟県内で1俵当たり30円の船運賃がかかっている。この船運賃を佐渡市が持つようにというのは市長答弁にもありましたけれども、どういう気持ちで今いますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 船運賃を全部持つなんていうことは言ったことありませんで、佐渡産品を、つま

り農業もそうなのですが、そのハンディをできるだけ穏やかにするような努力をしたいということは申し上げました。それから、さっきの教育委員会がちっとも説明してくれないのですが、だんだん思い出してきたのですが、近藤資料のナンバー6、これさっき答弁漏れがあったのですが、トキめきクラブの事業会計というのは、たしか佐渡全域の体育活動に対して、もちろん県体協からも補助が出ているという資料だと私は思います。教育委員会、真野だけいっているようなこと言っているのですが、そこのところちょっと教育長しっかりしてもらわないと困るので、青少年育成会の補助金についても私もわかりませんでした。内容がかなりあるのではないかというふうに判断します。

それから、先ほどの答弁に戻りますが、そういう意味で今回もサーチャージ分につきましては、運送業者に対してでございますが、緊急的な補助を一部入れたつもりでございます。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） もとに戻ると時間がかかるけれども、窓は佐渡市全体に開いている部門もあります。利用者はほとんど真野なのですよ、これ。全部に利用者を開いてもいいのですよ、ほとんど真野ですけども。開いても60%余らせているのに、また同額に近い予算を組むなんていう余裕が佐渡市にありますかという話をしたのです。ほとんど真野ですよ、利用者。後で調べてください。あちこちいってしょうがない。

農業の話、甲斐副市長にはこのこと言うのは初めてなので、聞きたいのですが、私はBL米は外米をまぜてあるので、余りよろしくないと思っています。3割減減、5割減減の栽培が進行する中で、いもち病に強い米なんていうのは今要りません。窒素過多になっていもちになることが全く少なくなった、減減栽培によって。ですから、佐渡は佐渡で、トキの認証米も結構ですが、従来コシとしてそこに特徴を持って売り出すということが大事だろう。新潟県でただ1カ所、佐渡米だけが本物のコシヒカリを売るということを二、三回市長にも詰めたことありますが、あなたはどうか考えますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） お答えします。

BL米につきましては、私は決して従来のコシヒカリと比べまして遜色ない。これは、消費動向から見ましても、その結果が出ているわけでありまして。今我が佐渡については、2万2,000トンの米をどう販売するかということが問題でありまして、その辺での対策も必要でありまして、私は県一本の県全体としての方針の中でBLというものを進めているわけでありまして、やっぱりそれに歩調を合わせていかなければならない。ただ、これは個人の自由でもあるわけでありまして、いろいろなものをつくっていくということは大事でありますけれども、それを市がひっくり返して、佐渡市を全部BLからひっくり返すということは、私は適当ではないというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 先月県議会の庁舎の中の部屋を借りて、農業問題のPTの会議をやったのですが、県の課長も同じことを言う。佐渡だけ特別扱いできない、それは売れるようになるでしょうとは言っています。でも、新潟県全体でやっているから、佐渡だけ本物のコシヒカリつくらせるわけにはいかないの一点張り。それを受けて市長も同じような答弁していますが、私はできると思うのです。あなた県のOBでも

あるから、県がうんと言えはできるのですよ。どうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） お答えします。

基本的な部分で、県の担当課長とか、担当部長が佐渡だけやってもいいよなんていうことで佐渡がやるという意味ではなくて、私は基本的にそうではない。やっぱり新潟の米というものを全国に売っていかなければならないという一つの使命があるわけでありますから、そういう意味で私が申し上げたわけであります。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） ナンバー8を見てください。行ったり来たりになります。私はこれ見て驚いたのです。農家数は、県内の31市町村の中で佐渡市は4番目です。一番多いところが新潟市で1万3,000戸、佐渡市はそれに近いけれども、4番目で8,000戸。右側の専業農家の割合、これ25.3%で第1位、2番目は21で断然引き離しているのです。何を言いたいかというと、佐渡市より上の新潟、長岡、上越は専業農家の割合がうんと下にある。したがって、新潟県の各市町村の中で佐渡市の専業農家数が一番多いのです。これが農業は佐渡の基幹産業と言われるゆえんです。一番多いのですよ、数が。だから、高野市長は合併前85億もあった1次産業、農業予算含めたのを35億まで切っている。そんな政治はだめなのです。専業農家というのは、下の細かいところ読んでみてください。専業、農業収入だけで食っている農家なのです。新潟県で一番多いのです。どうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） お答えいたします。

農家数が新潟、長岡、上越に次いで多いということでございまして、いわゆる佐渡の全世帯の3割以上を農家が占めているわけでありますから。したがって、佐渡において農林水産業、農業は基幹産業であるということをお知らせし、そういう形で施策を展開をするわけであります。これは、議員とちょっと意見が異なるところがありますので、もしあれでしたらまたご指示をいただきたいと思いますが、専業農家の率が高いということは、これは高齢専業が多いということだと私は思っています。むしろそれよりも大事なものは、主業農家の割合がどうであるかということをお知らせし、これから議論していかねばならない、そういうふうを考えております。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 退職専業がこの中に入っていて、大きな割合を占めているのはわかります。でも、あなた方みたいに退職してから年金、恩給をもらっている人ではないのです。農業だけで50万以下でしょう、これ。農業だけで食っている退職専業も入っているわけですから、あなた方はここへ入らない。だから、農業が大事と言うのです。金子課長も私も勘違いをしていましたが、私は、船運賃1俵30円、1億5,000万かかりますが、これは市長の公約と思っていましたが、違いましたか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。



○市長（高野宏一郎君） ぜひ佐渡産品、佐渡生産品の移出にかかる、つまり運賃を補助したいと。それによってできるだけ佐渡産品が島外に移出できるようにしたいというのは公約であります。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 答弁でも前向きに検討してみたいということを以前に言われましたし、どこかで市長の書いたものが、これをやりたいと私読んだ気がするのですが、とにかく検討をしてみてほしいのですが、全額でなくても。どうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 減額というのがありますが、例えば農業工事なんかにつきましては、全体の中でそれなりの需要はあってもなかなか補助がつかないということも当然あるわけですし、運賃補助だけは農業だけに限らず、佐渡からの移出のものについてはいろんな形で補助といいますか、支援をしていく、そういう方向をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 樋口課長が待っているらしいので、保育園の問題にいきます。

樋口課長は、この前の9月定例会で、本土の民営保育園は佐渡と比較して少し多いという答弁していますが、それ、この表見て一目瞭然ですが、訂正しますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

近藤議員からいただいたこの資料は、議会事務局資料ということで、詳しく調べられてまとめられたものであろうというふうに思っております。これを見ますと、確かに民間割合として、佐渡の公立の保育園の割合は高いということは、この数字からもそのとおりだというふうに思います。ただ、私あのときに話をしたのは、佐渡市の場合には私立が3園ありますが、島の向こう渡りますと、例えば小千谷市とか、それから村上市は民間の保育園のないところがあります。それから、妙高市とか、五泉市でしたか、そういうところは1園です。そういうところと比べると、数字として見た場合には佐渡市は3園ということですが、そういう少ないところと比べればまだ3園はあるという意味も含めてお答えを差し上げたということでもあります。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 佐渡と一番近い本土、例えば新潟は5割、5割でしょうが。だから、少し多いのではない。35%、31%、類団もそうです。我が佐渡市は8%、パーセントに直しても、ゼロが3町村ありますが、それを引っ張ってきて佐渡が少しというのはおかしいでしょう。ちゃんと訂正をしてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

民間と公立の割合という形で見た場合には、佐渡市は公立の割合が高いということでもあります。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 改革派の市長及び県知事が一番最初に手をつけるべきところは、保育園と給食なのです。時間がないので、きょうはできませんが、給食は、課長にも貸しましたが、市川市長によると、その本の中で、年間の半分は仕事がないし、1日の半分も仕事がない。だから、パートにしなければ財政がもたないと言っていますので、次の議会で保育園と、それから給食業務について突っ込んでやりたいと思います。

きょうはこれで終わります。

○議長（竹内道廣君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

---

## 日程第2 発議案第16号

○議長（竹内道廣君） 日程第2、発議案第16号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

猪股文彦君。

〔20番 猪股文彦君登壇〕

○20番（猪股文彦君） 慣例ですと最終日に提出するものですが、議会運営委員会のご配慮により急遽きょう提出させていただきます。

発議案第16号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年12月12日

提出者	佐渡市議会議員	猪 股 文 彦
賛成者	”	佐 藤 孝
”	”	金 光 英 晴
”	”	祝 優 雄
”	”	近 藤 和 義
”	”	中 川 直 美
”	”	小 杉 邦 男

## 拉致問題早期完全解決を求める意見書

本年8月の日朝実務者協議において、北朝鮮が今後拉致被害者に関する全面的な調査のやり直しを開始すると同時に、日本が北朝鮮に対する経済制裁の一部を解除することで合意し、拉致問題の進展が見られるかと思われた矢先、9月に北朝鮮側から「福田内閣総辞職後の新政権の見解を見極めるまでは調査委員会の立ち上げを控えたい。」と通告してきた。

このことは日本の政局混乱を口実に再調査委員会の立ち上げを先延ばしし、拉致問題の棚上げを狙うものである。

そもそも、北朝鮮が誠実な対応をとることはこれまでの対応から非常に疑わしく、拉致問題の完全解決に向けては信ずるに足りない状況であり、このまま具体的な進展が見られない場合は、現行の経済制裁に

加え、追加経済制裁の検討が必要である。

よって、国会及び政府においては、「拉致問題の解決無くして国交の回復無し」の方針のもと、拉致問題の早期完全解決に向けて、関係各国との連携を一層緊密にし、毅然たる姿勢で取組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（竹内道廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は24日水曜日午前10時から開会します。

本日はこれにて散会します。

午前11時59分 散会